市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

5月3日は憲法記念日 ～人権が尊重される社会の実現を目指して～

県県民生活部県民総務課
人権推進室（☎052(954)6167）

差別のない、お互いの人権が守られる明るい社会は、私たちみんなの願いです。日本では、人間らしく生きていくための基本的人権を保障した憲法が施行されて67年になります。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者など多岐の分野にわたり、その背景や経緯は個々の分野により異なります。

また、インターネットによる差別的な表現の流布も大きな問題となっています。

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、私たちが身のまわりの不合理や矛盾に気付き、解決していく努力が必要です。

一人ひとりはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。

21世紀は人権の世紀と言われています。これを機会に人権の大切さについて考え、お互いを認め合う明るく住みよい社会を築きましょう。

憲法週間を迎えて

名古屋家庭裁判所事務局総務課
庶務係（☎052(223)0994）

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日～7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っていますので、ぜひご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めてください。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧いただくか、最寄りの裁判所の総務課にお問合せください。皆さんのご参加をお待ちしています。

【裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内等の各種情報】

○裁判所ウェブサイト
http://www.courts.go.jp/
【裁判員制度の詳しい情報】
○裁判員制度ウェブサイト
http://www.saibanin.courts.go.jp/

自動車税の納税をお忘れなく

県西三河県税事務所 自動車税グループ（☎0564(27)2712）

6月2日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの人に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

また、クレジットカードでの納付を始めました。納期限内のものに限り、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。（利用者には決済手数料がかかります。）

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。

○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

議会報告会を開催します

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

▶とき　5月10日（土）
午後1時30分から
▶ところ　中央公民館1階　大会議室
▶内容　議会の報告・意見交換会
▶問合せ　議事課　庶務係（☎95-0137）

MACHI箱

DVD「わがまちの偉人　内藤魯一」贈呈式を行いました

3月7日(金)、猿渡小学校体育館で魯一会（内藤魯一没後100年実行委員会）から猿渡小学校の6年生72人に、DVD「わがまちの偉人　内藤魯一」を贈りました。

猿渡小学校の6年生は、昨年11月に行われた学芸会で「わがまちの偉人　内藤魯一」を上演しました。

真剣に練習に取り組み、魯一のいきざまを見事に表現した児童たちに対し、学芸会の録画をDVDとして、1人に1枚ずつ贈呈しました。

上演を鑑賞した多くの保護者や一般の観客からも、児童たちの感動的な取り組みに対し、賞賛の声が聞かれました。

これからも知立の子どもたちに、魯一の精神が受け継がれていくことを願っています。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

知立市遺児手当の支給月が変わります

子ども課 子育て支援係（☎(95)0120）

離婚や死別などで一人親家庭になり、18歳までのお子さんを養育している人を対象に知立市遺児手当を支給しています。（児童1人　月額2千400円）

この手当は、従来毎年3月と9月にその月までの手当を支払っていましたが、他の一人親家庭対象の手当にあわせ、毎年4月・8月・12月に支給月を変更します。

受給資格のある人には、3月に3月分までの手当をお支払いしましたが、次の手当の支給月は8月となり、同月に4月分から7月分を支給します。

【変更前】

支給月	9月	3月
支給対象月	4～9月分	10～3月分

【変更後】

支給月	4月	8月	12月
支給対象月	12～3月分	4～7月分	8～11月分

5月5日～11日は児童福祉週間です

子ども課 子育て支援係（☎(95)0120）

平成26年度児童福祉週間標語
“そのいっぽ　みらいにつづく　ゆめのみち“

毎年5月5日の「こどもの日」からの一週間は「児童福祉週間」です。これは、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的として定められています。

この機会に、家庭での親子のふれあいや地域での子どもの健全育成、児童虐待問題や児童の権利について考えてみましょう。

刈谷知立環境組合余熱ホール（ウォーターパレスKC）各種教室の受付を開始します

ウォーターパレスKCのリニューアルに伴い各種教室の受付を5月1日（木）午前10時から、駐車場内指定管理者仮設事務所で開始します。

詳しくは、刈谷知立環境組合のホームページをご覧になるか、刈谷知立環境組合までお問合せください。

▶問合せ　刈谷知立環境組合余熱ホール（☎24-6261）

みんなでつくろうわがまちを！

町内会加入のご案内

▼町内会とは

町などの一定区域に住む人々の意志に基づいて結成された任意団体で、知立市内には31の町内会があります。（町内会の無い地域はありません）

▼町内会の必要性

安心安全で、明るく住みよい地域づくりを実現させるためには、お住まいの地域で実施される活動に積極的に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

東日本大震災のような大規模災害の発生が、東海地区でも危惧されています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけられるとは限りません。いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に加入してください。町内会への加入等のお問合せは、各町の区長までご連絡ください。

▼問合せ　協働推進課協働人権係（☎(95)0144）

町名	区長	町名	区長	町名	区長
長篠町	永田雅美	上重原町	杉原治	昭和2丁目	栗田時雄
山町	箕浦昇	弘法町	杉原直行	昭和3丁目	永谷和良
山屋敷町	足立康之	西中町	藤川浩	昭和3丁目1	山端勢司
中山町	若松昭二	新林町	加藤幸男	昭和4丁目	戸谷順一
中町	井上文男	谷田町	加藤重男	昭和5丁目	岡田敬彦
新地町	三宅守人	八ツ田町	高木保	昭和6丁目	久保田忠邦
本町	神谷正明	牛田町	野村裕一	昭和7丁目	髙笠原晴美
宝町	中島康孝	南陽区	野村賢孝	昭和8丁目	石川博文
西町	岩城道雄	八橋町	林弘純	昭和9丁目	嶋田義雄
逢妻町	浅井正彌	来迎寺町	竹本敏雄		
西丘町	石川康男	昭和1丁目	二宮浩		

平成26年4月1日現在　（敬称略）

母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会（☎052(915)8862）

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼講座種目・会場等　左表のとおり

▼対象　県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人

▼受講料　無料（ただし、教材費・交通費等は自己負担）

▼募集期間　5月7日(水)～28日(水)

▼申込先　子ども課　家庭児童相談室

※定員を超える応募があった場合は抽選となります。

※募集要領と申込書は、市役所2階家庭児童相談室で配布します。

講座種目	会場	定員	日程
パソコン講習（初級）	名古屋	20人	日曜日（全15回）［6月～10月］
パソコン講習（初級）	豊橋	20人	土曜日（全15回）［7月～10月］
パソコン講習（お仕事応用）	名古屋	20人	土曜日（全5回）［7月～8月］
調剤薬局事務	名古屋	40人	土曜日（全7回）［7月～8月］
介護職員初任者研修	名古屋	40人	土曜日（全16回）［7月～10月］ ※指定の期間中自宅学習40.5時間あり
ガイドヘルパー研修	名古屋	20人	日曜日（全7回）［9月～10月］

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

福祉課 保護援護係（☎(95)0149）

『広げよう　地域に根ざした　思いやり』

民生委員・児童委員は、福祉向上のため、地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。

その他にも、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、ねたきり高齢者への紙おむつ配布、小学生の登下校に合わせた防犯パトロール、災害時要援護者登録台帳への登録案内等を行っています。

安心して住み続けられる地域づくりに尽力していますので、生活上困ったことがあればお気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。

お住まいの地域の担当委員が分からない場合は、福祉課まで問合せください。

また、5月16日(金)～23日(金)まで中央公民館1階ホールで、民生委員・児童委員活動を紹介するパネル展示を行いますので、ぜひご覧ください。

愛知県婦人・子供服製造業最低工賃が廃止されました

愛知労働局基準部賃金課（☎052(972)0258）

これは、愛知労働局長が、愛知地方労働審議会の答申（平成26年1月20日）を受けて決定したもので、平成26年3月23日（官報公示の前日）限り廃止となりました。

なお、本最低工賃を廃止したことをもって、安易な委託工賃の引き下げが行われることのないよう、関係者のご協力をお願いします。

最低工賃額などの詳細は、愛知労働局基準部賃金課または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます

愛知労働局雇用均等室（☎052(219)5509）

改正ポイント1　すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。

改正ポイント2　職場におけるセクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底のため、事業主が対策として構ずべき措置を定めた指針に次のように追加、明示しました。

①職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。

②セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生の原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられるため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。

③セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発生のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしていますが、その対象に、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが含まれることを明示。

④被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。

○詳細は愛知労働局ホームページ（aichi-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp）をご覧ください。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

流域モニタリング一斉調査参加者募集

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

流域モニタリング一斉調査とは、森から海までの流域全体を視野に入れ、水循環の現状とその変化を把握するため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して流域の水環境の状況を県内全域で調査するものです。この調査の参加者（2人以上で構成するグループ）を募集します。

▼対象　県内に在住の人（ただし、子どもだけでの調査は危険なため、保護者と一緒に参加してください。）

▼調査時期　6月5日（環境の日）～9月中旬

▼調査内容　身近な水辺（河川、湖沼、海、水路、ため池など）で「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」について調査を行い、報告してください。

▼主催　県環境部水地盤環境課

▼申込み　市役所　環境課窓口

▼募集期間

第一期（7月20日(日)までに実施される場合）5月1日(木)～14日(水)

第二期（7月21日(祝)以降に実施される場合）6月2日(月)～20日(金)

レンタサイクルの広告スポンサーを募集します

市は、環境保護と中心市街地活性化および観光客の誘客のため、リサイクル自転車を利用したレンタサイクル（貸し自転車）事業を実施しています。

知立駅・市役所から買い物・観光・公共施設などに行くときや中心市街地周辺での移動手段として使っていただく自転車に企業広告を載せませんか。企業のイメージアップにぜひご応募ください。

▶募集単位　1口1万5千円

▶募集口数　15口

▶広告の仕様　自転車の前かご正面に企業名を通常書体で明記したプレート（縦×横各約25cm、うち広告部分20cm×25cm）を貼付

▶広告の有効期限
広告開始から3年間

▶申込み・問合せ
6月10日（火）までに経済課商工観光係（☎95-0125）へ。

ふとんの洗濯・乾燥サービスをご利用ください

長寿介護課 長寿企画係（☎(95)0150）

在宅でねたきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯・乾燥を無料で行います。

▼対象者

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人

②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容　掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯・乾燥。（ただし、羊毛布団など特殊なものは除きます。）希望者は、代わりの布団を無料で借りることができます。

▼回収日　5月22日(木)・23日(金)

▼配達日　5月29日(木)・30日(金)

▼申込み　5月12日(月)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話での申込みも可能です。

救命講習会（5月開催分）

大切な人の命をつなぐ心肺蘇生法。自信を持ってできるよう救命講習会に参加しましょう。

会　場	知立消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習会Ⅲ	普通救命講習会Ⅰ
開催日時	5月17日(土)　午前9時～正午	5月18日(日)　午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	5月5日(祝)午前9時～（☎81-4144）救急係へ	5月5日(祝)午前9時～（☎75-2494）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・高浜・知立市に在住、在勤、在学の人（いずれの会場でも受講できます。）	
内容	普通救命講習会Ⅰ　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習会Ⅲ　小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局　消防課（☎63-0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp/）

大雨から守ろう大切なまち

～流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する～

5月15日(木)～21日(水)は総合治水週間です

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことや、雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

■開発が進む前

雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

■開発された後

地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

愛知県での特定都市河川浸水被害対策法に関する取り組みのシンボルマーク

浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っていますが、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。

そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から愛知県や近隣市町と共に「総合治水対策」を行っています。

「特定都市河川被害対策法」の適用

県は、「総合治水対策」をより確実に推進するため、二級河川境川・逢妻川・猿渡川に流れ込む流域を、平成24年4月1日から特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、現在、次のような取組が行われています。

□雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事の許可が必要となり、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

□流域水害対策計画の策定

愛知県と対象市町、河川と下水道が共同して総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。なお、流域水害対策計画は平成26年3月に策定しました。

□保全調整池の指定

これまでに知立市開発等事業に関する手続条例等に基づいて整備された防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

□都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図っていきます。

▼問合せ　［雨水浸透阻害行為許可に関すること］県知立建設事務所河川整備課（☎(82)6489）［その他に関すること］県建設部河川課（☎052(954)6555）・市役所土木課（☎(95)0127）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

■家庭でもできる取り組み

市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に家庭でもできる取り組みを推奨しています。

降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にするなどして川に短時間で雨水が流れないように対策を行う人に対して補助金を交付する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

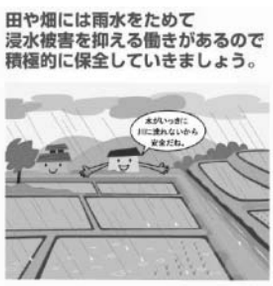

■ビジュアルボードフェア

雨水被害や対策の様子など総合治水対策を皆さんに理解していただくために写真や図を用いたパネルの展示を行います。

▼とき・ところ　8月23日㈯～28日㈭　中央公民館　ロビー
9月8日㈪～11日㈭　知立建設事務所　玄関ロビー

■洪水ハザードマップをご活用ください

洪水ハザードマップには、過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を掲載しています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。

日常から大雨などの危険時に備えてどこのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど、一度現地を見ておくことも大切です。

洪水ハザードマップは土木課窓口で配布しています。また、市ホームページでも閲覧できます。

■総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
http://www.sougo-chisui.jp

▼問合せ　土木課　土木係（☎(95)0127）

野外彫刻清掃参加者募集

～知立の彫刻をみんなできれいにしませんか？～

図書館・歴史民俗資料館前にある遊歩道一帯（公園通）には、文化会館（パティオ池鯉鮒）で毎年開催している野外彫刻プロムナード展の関連作品が常設されています。

作品は平成16年から順次設置をしてきましたが、汚れが目立つ作品も出てきていますので、作品の清掃活動を市民参加で実施します。清掃活動を通して日頃目にしている作品にふれあうことは、貴重な芸術体験になると思います。皆さんぜひお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

▼とき　5月24日㈯　午前9時30分受付開始、午前10時～正午まで清掃
▼集合場所　図書館・歴史民俗資料館　正面玄関前（南側入口）
▼持ち物　雑巾、軍手
※少雨決行ですが、当日判断に困る場合は、（☎090－2262－9229）にご連絡ください。（当日のみ有効）
※清掃は、作品を磨くほか、作品周囲のゴミ拾いや、草取りも行います。

▼申込み・問合せ　参加する人の①氏名②電話番号を、電話またはEメールで5月23日㈮までに都市計画課（☎(95)0129　Eメール tosikeikaku@city.chiryu.lg.jp）へ。